

## モニター規約

この規約は、(財)熊本市駐車場公社(以下「公社」という)が行う調査事業に関して、公社と調査の協力者である皆さま(以下「モニター」という)との間で交わすお約束です。ご協力いただける方は、必ずこの規約をお読みいただき、内容に同意のうえ、モニターにご参加くださいますようお願い申し上げます。

### 第1条 総則

本規約は、公社が、第2条所定のモニターへの熊本市辛島公園地下駐車場(以下「地下駐車場」という)の顧客満足度調査を目的としたアンケート調査・インタビュー調査・写真調査(以下「アンケート」という)を行う際の、公社とモニターの契約条件を定めるものです。

### 第2条 モニター

1. 本規約における「モニター」とは、本規約を了承のうえ、公社の定める申込み手続を完了し、公社から承認された方をいいます。
2. 公社は、公社が必要と認めるときに、モニターに対し、アンケートを依頼するものとし、モニターは、当該調査に協力するものとします。
3. モニターはアンケートに対する回答を行うにあたり、公社が指定する方法で行うものとします。
4. 委嘱期間は、本規約に基づき登録された日から6ヶ月間とします。  
(平成24年9月1日から平成25年2月28日まで)

### 第3条 モニターの資格

本モニターの資格は以下の通りです

1. 地下駐車場を毎月1回以上、一般利用できること。又は、定期契約していること。
2. アンケート等の調査に協力できること。  
(アンケート調査1回程度、インタビュー調査1回程度、写真調査1回程度)

### 第4条 個人情報

当公社で使用する個人情報については、他者との受け渡しは行いません。また、管理は厳重に行います。

### 第5条 モニターの義務

1. モニター申込みの際、全ての項目に関して、虚偽の申告をしてはならないものとします。

2. モニターは、申込みの際に申告した内容に変更があった場合、すみやかにその旨を公社に届け出るものとします。
3. モニターは、アンケートについて、誠実に回答するものとします。

#### 第6条 禁止事項

モニターの、以下に該当する行為を、またはその恐れのある行為を禁止します。

- a. 公序良俗に反する行為
- b. 法令に反する行為
- c. 本調査事業及び運営を妨害する行為
- d. 虚偽の登録または、アンケート回答をする行為
- e. なりすましてモニター登録をする行為
- f. モニター本人以外の第三者によってアンケートの回答をする行為
- g. その他、公社が不相当と判断する行為

#### 第7条 モニター資格の抹消

以下のケースが発生した場合、公社はモニターの許諾の有無にかかわらずモニターを抹消することができるものとします。

1. モニターが第6条の禁止行為に該当する行為を行った場合
2. モニターが第3条に該当しない、又は該当しなくなった場合

#### 第8条 対価

1. 公社はモニターの対価として、モニター全員に対し、公社の規程により、謝礼金・景品等を提供するものとします。
2. 前項に定める謝礼の種類および提供方法は、公社が定めるものとします。
3. モニター資格が抹消された場合、対価を提供しないものとします。

#### 第9条 回答情報の権利の帰属

1. モニターの登録情報及びアンケート回答情報の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定された権利を含む）その他一切の権利は、全て公社が有するものとし、モニターは公社に対して、著作権を行使しないものとします。
2. アンケートの回答情報は、統計処理を加えること等により個人を特定できなくした上で、公社に利用され、またモニターの承諾なく、第三者に開示されることがあります。

#### 第10条 モニターの守秘義務

1. モニターは回答を求められたアンケートへの回答の有無にかかわらず、当該アン

ケートにより知り得た情報、質問文の内容、その他アンケートで使用されるあらゆる形態のデータについて、いかなる手段をもってもその全てまたは一部を第三者に漏洩せず、使用及び転用しない義務を負うものとしします。

2. 第1項に定めるモニターの守秘義務は、第11条に定める退会手続き完了後または第7条に定めるモニター資格の抹消後においても消滅しないものとしします。

#### 第11号 退会

モニターは、退会を望む場合、公社所定の手続に従い退会するものとしします。モニターから退会手続きがあった場合は、公社で当該モニターの退会処理終了後、退会となります。

公社は退会扱いになったモニターからの問い合わせなどの対応は一切行わないものとしします。また、退会となった場合、モニターに対し対価を提供しないものとしします。

#### 第12条 その他

1. モニターが本規約のいずれかに違反し、公社あるいは第三者に損害を与えた場合、公社は当該モニターに対し損害賠償の請求を行うことができるものとしします。
2. 公社はいつでも、何らの告知なしに、本事業の内容の全部もしくは一部を変更し、または本事業の一部もしくは全部を一時中断、停止もしくは中止する場合があります。

#### 第13条 専属的合意管轄裁判所

公社およびモニターは、公社とモニターの間で本規約に関連して紛争が生じた場合は、熊本市を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

#### 附則

この規約は、平成24年9月1日から施行します。